

令和 6 年第 1 1 回定例会（会議録）

開 催 日	令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）
開 催 場 所	あま市役所 2 階 C 1 C 2 会議室
開 催 時 間	午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 4 時 1 5 分
出 席 委 員	溝口正己、小笠原英司、笹野奈津子、吉川孝子、近藤真司
欠 席 委 員	なし
出 席 者	教育長 他事務局職員 8 名
傍 聴 人	0 人
議 事 日 程	日程第 1 教育長開会のあいさつ 日程第 2 前回会議録の承認 日程第 3 教育長の経過報告 日程第 4 議案第 50 号 後援申請について 議案第 51 号 令和 6 年 1 2 月議会補正予算（案）について（非公開） 議案第 52 号 教育支援室の入室について（非公開） 議案第 53 号 指定学校変更申請について（審議）（非公開） 日程第 5 その他 ・「あま市給食用物資納入業者登録停止取り扱いに関する基準」の制定及び登録停止について（報告） ・あま市小中学校あり方課題別検討委員会（学校プール）報告書について（報告） ・あま市小中学校水泳授業民間委託計画（案）について（報告）（非公開） ・区域外就学申請について（報告）（非公開） ・あま市七宝北中学校適正規模化に向けた通学制度（令和 7 年度入学）について（報告）（非公開） ・就学援助費の受給審査について（報告）（非公開） ・特別支援教育就学奨励費の受給審査について（報告）（非公開） ・通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開） ・生徒指導（令和 6 年 1 0 月）について（報告）（非公開）

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後２時００分】
教 育 長	(開会宣言)
教 育 長	日程１、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程２、前回会議録の承認
教 育 長	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程２、教育長の経過を報告する。
	(令和６年１０月１９日～令和６年１１月１５日の経過を報告)
	市教育委員会関係 ５回
	教育長用務 ３回
	教育総務課事業 ４回
	学校教育課事業 １３回
	生涯学習課事業 １回
	スポーツ課事業 ５回
	市行事 ９回
	市議会関係 ０回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程４、議案 １件公開 ３件非公開
教 育 長	議案第５０号「後援申請について」
ス ポ ー ツ 課 長	①「日本プロ野球選手会あま市少年野球教室（あま市スポーツ少年団軟式野球連盟）」
	事業目的は、少年野球を通じての親睦とスポーツの振興です。
	事業内容は、小学生４年生以下を対象にした野球教室です。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、青少年健全育成の概念より、幅広く少年野球を周知するためとのことです。

	開催期間は、令和6年12月21日（土）の1日間です。
	開催場所は、七宝鷹居グラウンドです。
	参加者は、市内の小学4年生以下の50人を予定しているとのこと
	です。
	参加料は、無料です。
	後援予定は、あま市教育委員会（本申請）、愛知県軟式野球連盟、日
	本プロ野球選手会とのことです。
	（以下概略を説明）
教 育 長	（質疑等を許可）
委 員	参加資格に「スポーツ少年団【野球】のチームに所属していない」
	とありますが、どういう意味ですか。
ス ポ ー ツ 課 長	少年野球の各チームに所属していない方が対象ということです。
委 員	メンバーに入っている子どもは参加できないということですが、な
	ぜですか。
委 員	野球をやる子どもを増やすことを目的にしていると推察されます。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	（質疑なし）
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	（協議）
教 育 長	① 日本プロ野球選手会あま市少年野球教室 承認
	以上としてよろしいか。
委 員 全 員	（異議なし）
教 育 長	①を承認とする。
教 育 長	日程5、その他 2件公開 8件非公開
教 育 長	（1）「あま市給食用物資納入業者登録停止取り扱いに関する基準」
	の制定及び登録停止について」
学 校 教 育 課 長	教育委員会の基準の新設に係る教育長専決の報告です。
	新設経緯は、
	本市の給食で使用する物資は、「あま市給食用物資納入業者登録申

	請要領」に基づき物資納入業者を登録し、その登録業者から物資を購入しています。
	9月10日及び18日に使用を予定していたチンゲン菜の納品について、登録業者株式会社藤忠の都合により納入不履行（以下「チンゲン菜納入不履行」という。）がありました。「あま市給食用物資納入業者登録申請要領」では、「9. 登録停止又は取消し」の記載はあるものの、物資納入業者の登録停止を取り扱うための基準が無かったため、指名審査会にその判断を諮ったところ、「登録停止の取り扱いについて、給食用に新たに基準を設けて対応することが望ましい。」と結論が出たことに伴い、新たに「あま市給食用物資納入業者登録停止取扱に関する基準」を別紙のとおり11月1日に制定しました。
	基準の内容は、
	定義 「登録停止」とは、物資選定委員会に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）が一定の要件に該当するため、物資納入の契約の相手方とすることが不適当として、期間を定め、登録の対象から除外する措置をいう。
	登録停止決定 登録停止は、物資選定委員会の意見を聴取し決定する。
	登録停止の要件及び期間 有資格業者が措置要件のいずれかに該当したときは、当該有資格業者に対して基準で定めるところにより、期間を定め、登録停止を行う。また、「あま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領」の規定により指名停止等の処分を受けた場合は、その内容に準じ登録停止を行う。なお、登録停止は2年を超えることができない。
学 校 教 育 課 長	先ほど報告した基準に基づいて、教育委員会が登録停止決定を行った教育長専決の報告です。
	今回の登録停止は、
	「あま市給食用物資納入業者登録停止取扱に関する基準」に基づき、チンゲン菜納入不履行について11月12日に開催した物資選定委

	員会で諮り、出席委員の全会一致で「株式会社藤忠については2週間の登録停止が妥当」と意見を受け、2週間の登録停止と決定し、同日付けで株式会社藤忠に対し通知を行いました。
	(以下概略を説明)
学 校 教 育 課 長	「あま市給食用物資納入業者登録停止取扱に関する基準」
	(趣旨)
	第1条 この基準は、あま市給食用物資納入業者登録申請要領に基づき市が登録する物資納入業者の契約の相手方として不適切な者を排除し、適切な業者選定をするために行う物資選定委員会に参加する資格を有する者(以下「有資格者」という。)の登録停止に関し必要な事項を定めるものとする。
	(定義) 第2条
	(登録停止決定) 第3条
	(登録停止の要件及び期間) 第4条
	(登録停止期間の特例) 第5条
	(登録の取消し) 第6条
	(登録停止の通知) 第7条
	(記録) 第8条
	別表(第4条関係)
	参考:あま市学校給食センター物資選定委員会要綱 令和3年3月25日教委告示第8号(教育委員会要綱)
	(設置) 第1条
	あま市が学校給食及び保育園給食における給食用物資(以下「物資」という。)を購入するに当たり、学校及び保育園の関係者から広く意見を聴取するため、あま市学校給食センター物資選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	株式会社藤忠は、代わりの物品も納入しなかったのですか。
学 校 教 育 課 長	そのとおりです。

学 校 教 育 課 長	チンゲン菜の価格高騰により物資選定委員会で提示した金額では
	納品ができないということでした。協議をしようとしたましたが、代替
	品の相談にも応じていただけませんでした。
委 員	指名審査会による指名停止ではないのですか。
学 校 教 育 課 長	指名審査会で諮りましたが、指名停止ではなく、教育委員会の方で
	新たに基準を設けて判断してほしいということになりました。
	そこで、新たに基準を設けた上で物資選定委員会でご意見をいただき、決定しました。
委 員	物資選定委員会の委員は、多かれ少なかれ納入しなかったことを理
	解してあげたということですか。
学 校 教 育 課 長	学校給食で取り扱う野菜の物量からして、対応できる業者が少ない
	のが現実です。その中で、少ないうちから業者を排除しようと思うと
	学校給食の運営が立ち行かなくなる実情もあり、最低限、今回の事案
	に対しては、ペナルティを設けないといけなため、最低限の2週間
	を登録停止としました。12月以降は物資選定委員も参加していただ
	くような話を進めております。
委 員	今回の理由であるならば、繰り返し同じことをしませんか。その時
	の規定はありますか。
学 校 教 育 課 長	事案が起これば、その都度基準に基づいて対処を行います。
	本事案以降に、給食センター所長と株式会社藤忠社長と話し合いを
	行い、今後このようなことが無いようにと、念押しはしております。
委 員	最初から協議をしてくれれば良かったのではないかと。
学 校 教 育 課 長	栄養教諭が献立表において、内容物「チンゲン菜」と名を打ってい
	るため、できるだけ変更をしたくないと考えていて、最初は代替品と
	いう話しにならなかったことが揉めた原因でもあります。
委 員	当日の給食はどうされましたか。
学 校 教 育 課 長	結果的には、チンゲン菜の代わりにキャベツで提供をしております。
	す。その時には、別の業者から調達をしております。
委 員	このような事案は初めてですか。

学 校 教 育 課 長	必要な数量が納品できなかった事例は過去にもありました。例えば、物資選定委員会で選定した基準を満たさないものについては、納品の一部について、返品や交換をお願いしますが、全量が揃わないこともあり、納品された数量で調理をしている実情もあります。
委 員	異常気象のため、今後もあり得ると考えられます。
学 校 教 育 課 長	ただ、他の業者にあたったところ、ある程度の数量は調達できるという意見もあったため、それを踏まえて株式会社藤忠にも協議を持ちかけましたが業者が想定していた金額よりも3倍近くの金額になっており、利益が見込めないとのことで、応じていただけませんでした。
委 員	発注の物が納品できない場合の規定はありませんか。
学 校 教 育 課 長	規定はありません。
委 員	その都度、協議ということですね。
委 員	いつの時点で、納品できないと判明しましたか。
学 校 教 育 課 長	1週間から10日前です。
委 員	その間に代替りの業者は見つからなかったということですか。
学 校 教 育 課 長	次点の落札業者は、当初納品予定の3分の1程度の数量は確保できるとのことでしたので、用意できる分を買い取る交渉をするなど様々な提案をいたしました。しかし、金額面で折り合いがつきませんでした。
委 員	3分の1の量でも高くなるのですか。
学 校 教 育 課 長	調達できそうな量が3分の1だったのですが、価格単価が3倍になっておりました。
委 員	給食を出さないことはあり得ないため、その時点で、代替品という方向性で調整をしないといけなかったのではないのでしょうか。
委 員	3分の1の3倍ということは、1倍ということですか。
学 校 教 育 課 長	本来300kgを調達する予定でしたが、100kgなら調達できるが金額が3倍のため、当初の300kg分の時と同じ費用がかかるということです。
委 員	予算額としては同額なので100kgを調達できたのではありま

	せんか。
学 校 教 育 課 長	あま市としては、契約単価で調達した分の費用しか払いようがありません。
委 員	価格は急に上がったのでしょうか。
学 校 教 育 課 長	残暑の季節であったため葉物の価格は高騰しておりました。当初から見込んで応札していると思われます。
学 校 教 育 課 長	給食用の野菜は、大量に調達する必要があることから、一般家庭の価格ではなく、市価よりも高い金額が設定されています。発注してから納品までの間に市価が下がることもあります。しかし、その場合でも契約金額を下げることはありません。
委 員	子どもたちに給食が供給されないことが一番の不利益です。今回の事案を教訓にさせていただき手順を考えておいた方が良くと思います。
委 員	月に1回選定委員会があり、委員会で翌月の納品業者が決定されます。今回の措置要件が2週間登録停止というのはどういったペナルティになりますか。
学 校 教 育 課 長	選定委員会が月1回のため、結果的には、1か月分のペナルティになります。登録停止を1か月にしてしまうと月またぎで2回目の選定委員会に参加できなくなるためです。停止後は再び参加していただくことによって安定的に野菜を供給してほしいという現場の声もあります。
委 員	11月は参加できなかったけれども、12月には参加できる。ということか。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(2)「あま市小中学校あり方課題別検討委員会(学校プール)報告書について(報告)
教 育 総 務 課 長	1. 委員会概要
	(1) 委員会名称
	あま市小中学校あり方課題別検討委員会(学校プール)

	(2) 課題
	あま市内小中学校の学校プールは、ほとんどが昭和40年代から昭和50年代に設置されたもので、老朽化著しい。プール槽、水道配管、ろ過装置のいずれも老朽化に伴う不具合が散見され、原因箇所不明の水漏れが常態化している学校プールもあり、年々必要な修繕費が上昇してきている。児童生徒数が減少する中、学校プールを共有化できないか、共有化できない場合は民間プールに委託できないか、その場合にどのようなことを考慮する必要があるかを検討する。水泳授業を外部民間委託する場合は、プール施設の清掃、水質管理等の業務を委託先が行うことから、教職員の負担軽減が期待され、委託先インストラクターによる支援によって、教育効果の向上が期待できる。
	(3) 基本的方針
	「あま市小中学校のあり方に関する基本的方針」令和6年1月19日
	(2) 施設等の共有化・複合化について
	全小中学校において学校プールをはじめとするあらゆる施設の共有化を進める検討をし、共有化できる施設については共有化する。ただし、その検討は慎重に行うものとし、施設の老朽化を考慮するものとする。空き教室や共有化で空いた施設などについては複合化を進める。
	(4) 委員会スケジュール
	1回／全1回
	令和6年10月23日委員会開催、本日の定例会で報告書を提出
	(5) 委員会の内容
	基本的方針にのっとり、小中学校の将来を見据えたあり方に向けて具体的な方策を実施にするにあたり、学校関係者及び市民等から広く意見を聴取する。聴取した意見は、報告書にまとめて教育委員会に提出する。
	「①小中学校水泳授業プール共有化（案）について」及び「②小中学校水泳授業民間委託（案）について」ご意見をいただきました。

この教育委員会定例会会議録の概要は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和6年12月18日

教 育 長 伊藤 克 仁

教 育 長
職務代理者 溝口 正 己

委 員 小宮 原 英 司

委 員 笹野 奈 津 子

委 員 吉川 孝 子

委 員 近藤 真 司

事 務 局 鎌倉 崇 志

会議録作成 野口 清 司